

議案第 4 8 号

三豊市道路占用料徴収条例の一部改正について

三豊市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

三豊市道路占用料徴収条例（平成 18 年三豊市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定により得た額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 3 条を次のように改める。

（占用料の算定）

第 3 条 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

- 2 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

- 3 占用料の算定の基礎となる表示面積、占用面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。

- 4 一の占用許可に係る占用料の総額が 1 0 0 円未満であるときは、1 0 0 円に切り上げるものとする。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「、一部」を「一部」に、同項第 1 号中「政令」を「道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）」に改め、「除く。）」の次に「又は」を加え、同項第 3 号中「これに」を「、これに」に改め、同項第 4 号中「とき。」を「とき」に、「含む。）」を「含む。）」に改める。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

- 3 占用期間が数会計年度にわたる場合における各年度の占用料の納付については、それぞれ当該年度分を前項の指定期日までに納付しなければならない。

第 6 条第 2 項中「前項の規定を認めたときは」を「前項ただし書の規定による場合は」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

(単位：円)

区分			単位	金額	
(1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき	年額	1,000
	第2種電柱				1,600
	第3種電柱				2,200
	第1種電話柱				930
	第2種電話柱				1,500
	第3種電話柱				2,100
	その他の柱類				72
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき			10
	地下に設ける電線その他の線類				5
	路上に設ける変圧器	1個につき			700
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき			480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき			1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱				600
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき			4,400
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき		1,400		
(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	年額	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	
	外径が1メートル以上のもの			950	
(3) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき		年額	1,400	
(4) 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの			時価に0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			時価に0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路				2,900
	地下に設ける通路				1,500
	その他のもの				1,400
(5) 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	日額	44
	その他のもの			月額	440
(6) 令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	月額	440
		その他のもの		年額	4,400
	標識	1本につき	年額	1,100	
			日額	44	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		月額	440
		その他のもの			
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき	日額	44
		その他のもの		月額	440
アーチ	車道を横断するもの	1基につき	月額	4,400	
	その他のもの		月額	2,200	
(7) 令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき		年額	1,000	
(8) 令第7条第3号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき		年額	時価に0.028を乗じて得た額	
(9) 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき		月額	440	
(10) 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき		月額	140	
(11) 令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの			時価に0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの			時価に0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの			時価に0.013を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.006を乗じて得た額		

12	令第7条第10号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.018を乗じて得た額
13	令第7条第11号及び第12号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	年額	階数が1のもの 時価に0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		時価に0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		時価に0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		時価に0.013を乗じて得た額
		その他のもの		時価に0.018を乗じて得た額

備考

- 1 「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電線を設置する者が設置する場合に限る。以下備考1において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 「時価」とは、近傍類似の土地(令第7条第11号及び第12号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、法第32条第1項の規定による占用の許可を受けた者から徴収する占用料については、なお従前の例による。

【議案第48号関係】

三豊市道路占用料徴収条例(平成18年三豊市条例第196号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(占用料) 第2条 市道を占用する者から占用料を徴収する。 2 占用料は、別表に定めるところによる。ただし、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、同表より算出した額に1.05を乗じて得た額とする。 3 前項の規定により得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨ててのものとする。 (占用料の算定) 第3条 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 3 占用料の算定の基礎となる表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。 4 一の占用許可に係る占用料の総額が100円未満であるときは、100円に切り上げるものとする。 (占用料の減免) 第4条 市長は、占用が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用者の申請により、占用料の額の全部又は<u>一部</u>を免除することができる。 (1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第18条に規定するものを除く。)又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。 (2) 略 (3) 無料で常時一般通行の用に供し、これによって交通の便益を増進することができる地下道の設置又は路端の占用による仮歩道の設置のために占用するとき。 (4) 道路に出入りする通路を設けるために必要な路端法敷又は側溝上を占用するとき(車両等の歩道横断に必要な舗道防護施設を含む。)) (5)～(9) 略 2 略 (占用料の徴収方法) 第5条 市長は、占用を許可したときは、第2条の規定による占用料の納入通知書を、占用者に交付し、占用料を徴収するものとする。 2 占用者は、納入通知書による指定期日までに、占用料を	(占用料) 第2条 市道を占用する者から占用料を徴収する。 2 占用料は、別表に定めるところによる。ただし、道路の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての占用料の額は、同表より算出した額に1.05を乗じて得た額とする。 (占用料の算定) 第3条 占用料の算定は、次の各号による。 (1) 占用の期間が1箇月未満のときは、1箇月として算定する。 (2) 年額によるものの占用期間が1箇年未満のときは、標準年額の12分の1に相当する金額を1箇月の占用料として算定する。 (3) 占用単位が1メートル又は1平方メートル未満のときは1メートル又は、1平方メートルにそれぞれ切り上げて算定する。 (4) 1件100円未満のものは、100円に切り上げる。 (占用料の減免) 第4条 市長は、占用が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用者の申請により、占用料の額の全部又は、<u>一部</u>を免除することができる。 (1) 法第35条に規定する事業(政令第18条に規定するものを除く。)地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。 (2) 略 (3) 無料で常時一般通行の用に供しこれによって交通の便益を増進することができる地下道の設置又は路端の占用による仮歩道の設置のために占用するとき。 (4) 道路に出入りする通路を設けるために必要な路端法敷又は側溝上を占用するとき。(車両等の歩道横断に必要な舗道防護施設を含む。)) (5)～(9) 略 2 略 (占用料の徴収方法) 第5条 市長は、占用を許可したときは、第2条の規定による占用料の納入通知書を、占用者に交付し、占用料を徴収するものとする。 2 占用者は、納入通知書による指定期日までに、占用料を

納付しなければならない。

3 占用期間が数会計年度にわたる場合における各年度の占用料の納付については、それぞれ当該年度分を前項の指定期日までに納付しなければならない。

(占用料の還付)

第6条 既納の占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により、占用の許可を取り消した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による場合は、 占用料を納付した者に速やかに還付するものとする。

(削除)

(委任)

第7条 略

(罰則)

第8条 略

別表(第2条関係)

区分			単位	金額
(1) 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	年額	1,000
	第2種電柱			1,600
	第3種電柱			2,200
	第1種電柱柱			930
	第2種電柱柱			1,500
	第3種電柱柱			2,100
	その他の柱類			72
	共架電線その他上空に設ける線類			10
	地下に設ける電線その他の線類			5
	路上に設ける変圧器			700
	地下に設ける変圧器			480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600
	広告塔			4,400
(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件	その他のもの	長さ1メートルにつき	年額	1,400
	外径が0.1メートル未満のもの			48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480
	外径が1メートル以上のもの			950
(3) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	年額	1,400
(4) 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	年額	時価に0.003を乗じて得た額
				時価に0.005を乗じて得た額
				時価に0.006を乗じて得た額
				時価に0.008を乗じて得た額
	上空に設ける道路	階数が2のもの	年額	2,900
				1,500
				1,400
	地下に設ける道路	階数が3以上のもの	年額	2,900
				1,500
				1,400
(5) 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	日額	44
				440
				440
				440
	看板(アーチであるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき	年額	4,400
				1,100
				44
	その他(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	その面積1平方メートルにつき	日額	44
				440
				4,400
(6) 令第7条第1号に掲げる物件	除板(アーチであるものを除く。)	1基につき	月額	2,200
				2,200
				2,200
				2,200
	除板(アーチであるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき	年額	4,400
				1,100
				44
	その他(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	その面積1平方メートルにつき	日額	44
				440
				4,400
(7) 令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	年額	1,000
(8) 令第7条第3号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.028を乗じて得た額
(9) 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき	月額	440
(10) 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	月額	140
(11) 令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	年額	時価に0.006を乗じて得た額
				時価に0.009を乗じて得た額
				時価に0.011を乗じて得た額
				時価に0.013を乗じて得た額
	その他(祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの)	階数が2のもの	年額	時価に0.006を乗じて得た額
				時価に0.009を乗じて得た額
				時価に0.011を乗じて得た額
				時価に0.013を乗じて得た額
(12) 令第7条第10号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき	年額	時価に0.018を乗じて得た額

納付しなければならない。

3 占用期間が数会計年度にわたるものについては、初年度分は、 占用開始の際に次年度以降の分については、各年度の初めに納付しなければならない。

(占用料の還付)

第6条 既納の占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により、占用の許可を取り消した場合は、この限りでない。

2 前項の規定を認めたときは、 占用料を納付した者に速やかに還付するものとする。

(工事の施行に伴う復旧並びに料金の徴収)

第7条 道路の占用に関する工事施行の方法及び時期並びに復旧の方法については、道路法施行令(昭和27年政令第479号)の定めによるほか、市長の指定するところによるものとし、埋戻しを完了した路面の復旧及び道路の附属物の復旧は市において行い、その費用を占用者から徴収する。ただし、路面の復旧及び道路の附属物の復旧を占用者が自ら行うときは、この限りでない。

2 前項の復旧料金は、香川県路面復旧費単価表を準用する。それ以外の単価については、その都度市長が定める。

3 前項に定める復旧料金の徴収については、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。

(委任)

第8条 略

(罰則)

第9条 略

別表(第2条関係)

(単位：円)

占用物件		占用料		
		単位	金額	
道路法(昭和27年6月10日法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,000	
	第二種電柱		1,600	
	第三種電柱		2,200	
	第一種電話柱		930	
	第二種電話柱		1,500	
	第三種電話柱		2,100	
	その他の柱類		72	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10
	地下に設ける電線その他の線類		年	5
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	
	外径が1.0メートル以上のもの		950	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	時価に0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	時価に0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	時価に0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,900	
		地下に設ける通路		1,500
	その他のもの		1,400	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令(昭和27年6月10日法律第180号。以下「令」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	看板(アーチであるもの)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440

令第7条第11号及び第12号に掲げる施設	上空、トンネルの又は高速度自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3のもの 階数が4以上のもの	古用面積1平方メートルにつき	年額 時に0.006を乗じて得た額 時に0.009を乗じて得た額 時に0.011を乗じて得た額 時に0.013を乗じて得た額 時に0.018を乗じて得た額	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3のもの 階数が4以上のもの	古用面積1平方メートルにつき1年	時に0.006を乗じて得た額 時に0.009を乗じて得た額 時に0.011を乗じて得た額 時に0.013を乗じて得た額 時に0.006を乗じて得た額 時に0.018を乗じて得た額
	その他のもの				令第7条第8号に掲げる器具				時に0.018を乗じて得た額
					令第7条第9号及び第10号に掲げる施設	上空、トンネルの又は高速度自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの その他のもの	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3のもの 階数が4以上のもの		時に0.006を乗じて得た額 時に0.009を乗じて得た額 時に0.011を乗じて得た額 時に0.013を乗じて得た額 時に0.018を乗じて得た額

備考

- 「第1種電柱」とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電線を設置する者が設置する場合に限る。以下備考1において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 「第1種電話柱」とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 「時価」とは、近傍類似の土地(令第7条第11号及び第12号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。